

京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会規約

(目的)

第1条 京都府内の市町村と府の税業務を共同処理する広域連合（以下「広域連合」という。）を設立するために必要な検討、調整及び業務支援システム等の整備を行うことを目的として、京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会は、京都府内の市町村（京都市を除く。）の長及び京都府の代表をもって構成する。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 監 事 2 名

- 2 会長は、委員の互選によって選任する。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員のうちから指名する。
- 4 役員の任期は、その属する市町村の長及び京都府における職の任期による。
- 5 委員会は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。
- 6 委員会は、会の重要事項について審議決定する。

(役員の仕事)

第4条 会長は、委員会を代表し、事務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 監事は、委員会の会計を監査する。

(検討部会)

第5条 委員会に、業務等について具体的な検討及び調整を行う検討部会を置く。

- 2 検討部会は、市町村の職員、京都府の職員及び委員会の事務局職員で構成する。
- 3 検討部会の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の職員は、市町村及び京都府の職員をもって構成し、その他必要に応じて市町村及び京都府において協議する。
- 3 事務局に事務局長を置く。
- 4 事務局長は、会長の命を受け委員会の事務を掌理する。
- 5 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(会計)

第7条 委員会の運営に必要な経費は、市町村及び京都府の分担金をもって充てる。

(解散等)

第8条 委員会は、広域連合設立後速やかに解散し、その所有する財産及び事務は、広域連合に引き継ぐ。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年4月15日から施行する。